

## 台湾籍民をめぐる日本政府の国籍政策の成立

——二重国籍問題と清国国籍法への対応を中心として——

遠藤正敬\*

### はじめに

近代国家において国籍は、個人と国家を結ぶ政治的な紐帯であり、個人の帰属国家における公法上の地位を決定づけるとともに、精神的な紐帯としてアイデンティティの源泉となるものとされてきた。国家からすれば国籍は、個人に対して様々な福祉や便益を提供するとともに、他国の領域における外交上の保護を与える根拠となる。しかし、国籍の与奪は近代国家の主権行為とされていた以上、国籍のもつ意味と機能は定式化されるものではなく、むしろ国家の政策判断に応じて変化するという点で政治性を免れない。「国籍」が英語において「ナショナルリティ (nationality)」と「シチズンシップ (citizenship)」と2通りの表現があるのはその証左といえる。国際法学者のワイズによれば、この二分法は国家の構成員資格について異なる側面を強調したもので、「ナショナルリティ」は国際的な意味を強調しているのに対し、「シチズンシップ」は対内的な意味を強調しており、特に後者は政治的権利を含む十全な構成員資格を含意するものである<sup>(1)</sup>。

国際的な人の移動が活発になると往々にして二重国籍が発生する。主たる原因としては、帰属国の国籍法が血統主義 (*jus sanguinis*) を採用している国民が出生地主義 (*jus soil*) の国へ移住し、当該国の領土内で子を出生した場合である。一個人において国籍が2つ並存することは、参政権、兵役、納税といった公法上の権利義務関係を紛糾させ、当該個人に対する2つの国家の管轄権が衝

突することとなり、自己の帰属国家をめぐるアイデンティティの相克にもつながる。まさに二重国籍という現象は伝統的な政治的アイデンティティの観念がもつ妥当性に問題を投げかけるものであった<sup>(2)</sup>。

本稿では国籍における政治的機能の歴史的分析をめざし、植民地統治における国籍政策という枠組において二重国籍問題を考察してみたい。ここで分析対象に据えるのが、いわゆる「台湾籍民」である。周知のように台湾籍民は、必ずしも生来の台湾人ではなく、日本の台湾統治下において台湾籍として登録され、台湾の対岸にあたる福建省の廈門・福州や広東省の汕頭といった華南に定着し、さらに「南洋」すなわち東南アジア方面に活動を広げていった人々である。台湾籍民の多くは日本と清国との二重国籍という地位を利用し、清国国内や南洋で「日本人」として治外法権に基づく様々な特権にあずかる一方、日常生活では「清国人」としてのアイデンティティを保持していた。

台湾籍民に関する先行研究を振り返ると、日本の外交文書を発掘しての包括的な研究を残した中村孝志の業績が大きい<sup>(3)</sup>。中村以降の台湾籍民の研究は、日本の南進政策との関係を中心に蓄積が進んでいるが、台湾籍民の国籍問題を主たる分析対象として扱った研究は乏しいといえる<sup>(4)</sup>。そして、これらの先行研究では台湾籍民の特質として二重籍問題に言及されているが、台湾籍民の国籍が日本当局によって統治論、政策論としていかに位置づけられたのかが論究されていなかった。

こうした先行研究状況を踏まえた上で、台湾籍民の二重国籍問題は、次の3つの論点において重要性をもつと考えられる。第1に、日本当局は台湾籍民を「在外邦人」として処遇することにいか

\* 早稲田大学台湾研究所客員研究員

なる有用性があったのかという観点である。すなわち、二重国籍を駆使した台湾籍民の跳梁は日本の華南や東南アジアへの侵出、いわゆる「南進」と密接に関連し、日清間で紛争の火種となったという歴史的事実からの問題提起である。第2に、台湾籍民の保持する国籍がいずれの国家といかに関係性を有していたのかという論点である。これは前述のワイズの二分法に従えば、台湾籍民の日本国籍がどの程度、国内的に市民権の均霑を保障するシチズンシップとしての実質を備えていたのかという国籍の機能をめぐるとらえ直すことができる。第3に、清国の国籍政策と台湾籍民の関係である。清朝末期に立憲準備の機運が大きくなる中で成文法による国民の画定が緊要とされ、1909年に国籍法が制定された。この背景には、東南アジアことにオランダ領東インド（以下、「蘭印」とする）に集中する華僑を「清国人」として包摂する要請があったのは先行研究で検討されている<sup>(5)</sup>が、清国の国籍政策が日本の台湾籍民政策にいかなるインパクトを与えたのかという論点についての分析は十分でなかった。換言すれば、台湾籍民に対する管轄権をめぐる日清両国の国籍政策がいかに衝突したのかという国際政治的アプローチからの問題提起である。

以上のような問題意識に立ち、本稿では日本の台湾領有から、清国で制定された国籍法への対応が日本政府により図られる明治末期までを対象時期とし、台湾総督府、日本領事館、外務省の三者を主体とする、清国人を台湾籍に編入して統制していく国籍政策の形成過程について、二重国籍問題と清国国籍法への対応を中心に検証し、そこにはいかなる国際環境が作用していたのか、そして国籍が“自国民”の境界線を画定する道具としていかに政治的に操作されたのかを明らかにしたい。

## 1. 台湾籍民の発生と国際問題化

### 1.1. 台湾籍民における日本国籍取得の要因

日本の台湾統治下において、「台湾籍民」と呼称される人々が発生した原因は多様であるが、ここではその日本国籍取得の事由に即して次の3類型に整理しておく。

第1に、国際法的な要因によるものである。すなわち、日清戦争の終結後、1895年4月17日に下関において締結された日清講和条約（以下、「下関条約」）による国籍変動の規定に基づいて日本国籍を付与されたケースである。下関条約では第5条において、台湾の日本への割譲に際しての台湾住民の国籍帰属について次のように定めていた。

第5条 日本国へ割与セラレタル地方ノ住民ニシテ右割与セラレタル地方ノ外ニ住居セント欲スル者ハ自由ニ其ノ所有不動産ヲ売却シテ退却スルコトヲ得ヘシ。其ノ為本約批准交換ノ日ヨリ二箇年ヲ猶予スヘシ。

但シ右年限ノ満チタルトキハ未ダ該地方ヲ去ラザル住民ヲ日本国ノ都合ニヨリ日本国臣民ト視為スコトアルヘシ<sup>(6)</sup>（傍点、筆者）

すなわち台湾住民に対し、1895年5月8日から2年を期限として、自己の財産を処分して国外へ退去することを選択しない者に対して日本国籍の取得を認めていた。ただし、「日本国ノ都合ニヨリ……」とあるように、台湾に在留することが当然に日本国籍を取得する条件ともされていなかった。同条約の第5条が台湾住民の国籍変更に及ぼす効果については国際法学者の間でも解釈が分かれ、論議が交わされていた<sup>(7)</sup>。

外務省顧問のデニソン（Henry Willard Denison）は1895年11月、日本政府に対する意見書のなかで、同条約第5条によって台湾住民は2年の猶予期間の間は依然として清国国籍を保有するものであるが、猶予期間が終了した時点で退去しなかった「台湾ノ居民」に「日本帝国臣民タルノ資格ヲ許與スル為メ日本国ハ法律ヲ設クルコト必要アルベシ」、ただし「下ノ関条約ハ台湾ノ居民ノ将来ノ国民分限ニ関シテハ何等ノ約束ヲモ記載セサル」ためであることを具申ししていた。さらにデニソンは「又仮令帝国政府ガ台湾ニ於テ民籍ヲ有スル居民ニ向ツテ日本国臣民タルノ資格ヲ与フルコトニ決定シタリトスルモ、之ガ為メ斯クノ如キ居民ハ日本ノ本国ニ於テ日本国臣民ノ享有スルト同一ノ権利ヲ台湾ニ於テ享有スベキモノナリトハ謂フ可ラズ。蓋シ憲法ノ規定ハ自然ニハ日本国ノ新領地ニハ及バザルナリ。随テ右ノ如ク帰化シタル居民ノ享有スベキ権利ハ台湾ニ於ケル日本国臣民ニ附与セラレタル丈ノ権利ニ過

ギザルベシ<sup>(8)</sup>」(傍点, 筆者)と付言していた。すなわち, 新領土に憲法は適用されないという前提の下, 台湾人は形式的に日本国籍を付与されたものの, 実質的には「日本臣民」として均等なシチズンシップを保障されるものとはならないという見解である。これを受けて小村寿太郎外務次官は1896年10月21日, 乃木希典台湾総督に宛てて, 下関条約第5条により台湾住民は当然に帝国臣民となるものではなく, 原則として外国人とみなすべきであり, 「帝国政府ニ於テ相当ノ取締法ヲ設ケ此等人民ニ日本国臣民タルノ分限ヲ與フルコトハ何時ニテモ政府ノ随意ヲ以テ決行シ得ル<sup>(9)</sup>」ことを訓示していた。

かくて, 台湾住民の「日本人」としての帰属は同条約の履行を以て決定するものではなく, 日本政府の立法政策に委ねられた。台湾総督府は1896年8月に「台湾住民ニ関スル国民分限令案」を作成し, ここでは1895年5月8日以前より台湾に本籍を有する者が「台湾住民」の要件とされていた<sup>(10)</sup>。同法案は台湾総督府評議会の議決を経て内閣に上申された。下関条約に定める国籍選択の期限満了が迫った1897年2月18日に「台湾住民分限取扱手続」が閣議決定され, 台湾総督府は同年3月19日にこれを公布した。これは「台湾住民ニ関スル国民分限令案」をほぼ踏襲していたが, 第1条に「明治28年5月8日以前ニ於テ台湾総督府管轄区域内ニ一定ノ住所ヲ有スル者ヲ以テ台湾住民トス」第3条に「一時旅行ノ為現ニ台湾総督府管轄区域内ニ住居セサル台湾住民ニシテ明治30年5月8日ニ於テ日本帝国臣民タラント欲スル者アルトキハ前条第1項ニ準シ日本帝国臣民ト看做スヘシ<sup>(11)</sup>」(傍点, 筆者)との修正がみられた。1895年5月8日以前より台湾に「住所」を有する者を「台湾住民」と定め, 期限内に退去しない「台湾住民」は下関条約第5条第1項の規定に基づき「日本帝国臣民」とみなすことと規定したのである。これより日本当局は台湾人の慣習には馴染まない本籍よりも居住による地縁が実効的な国家との紐帯を形成する要素であるとみなし, 「台湾住民」を画定する基準を本籍主義から住所主義へと変更したといえる。

よって下関条約第5条に則して日本国籍を取得する台湾籍民は2通りに区分できる。①下関条約以前から台湾に原籍を有しており, 生来の台湾人

として日本国籍を取得したケース。②元来は中国大陆に原籍を有し, 家族や財産も大陸にある者が旅行や出張などで偶然に台湾割譲の折に台湾に在留していたため, 台湾人とみなされて日本国籍への変更となったケース。いずれにおいても, 日本の統治に服することを拒絶して清国へ退去したものの「日本人」としての地位に利益を見出したというのが共通した事情であった<sup>(12)</sup>。

第2は, 国内法的な要因によるものである。すなわち, 日本の国籍法の規定に基づいて日本国籍を取得したケースである。1899年3月18日に公布された国籍法(1899年法律第66号)は, 同年6月20日に「国籍法ヲ台湾ニ施行スルノ件」(1899年勅令第289号)によって台湾にも施行された。本法は第1条に「子ハ出生ノ時其父カ日本人ナルトキハ之ヲ日本人トス」として父系血統主義を原則とするものである。よって, 本法施行後, 下関条約に基づいて日本国籍を付与された者を父として出生した子は日本国籍となる。だが, 台湾における出生は日本国籍取得の原因とならないので, 日本国籍を求める中国人は本法の規定する帰化の手続きが必要となった。生来の台湾人でありながら, 上記の下関条約の規定する国籍選択期間に台湾に居住していなかった者は本法に基づいて帰化すれば日本国籍を取得するものとなる。

第3の類型は, 超法規的いわば政治的な要因によるものである。このケースは, 元来台湾との地縁的あるいは血縁的な紐帯をもたない中国人が中国国内で「日本人」としての治外法権を獲得する目的から, 日本領事館や台湾総督府の行政措置によって便宜的に台湾籍を取得した点に特色がある。例えば, 台湾における屈指の資産家である林本源家は福建省に原籍をもち, 日本の台湾領有後に大陸に戻っていたが, その財力に着目した日本当局は同家を籠絡すべく, 同家に対しては下関条約および日本国籍法の規定に関わりなく, 随時日本国籍の取得を許可していた<sup>(13)</sup>。林本源家もこれに乗じ, 台湾における財産を保全するための方便として一族内から一定の者に日本国籍を取得させた<sup>(14)</sup>。また, 厦門における「三大姓」(呉・陳・紀)の1つである呉姓の富豪, 呉蘊甫に対しても同様に台湾総督府と日本領事館は1905年に日本国籍を付与した。呉氏の側では日本領事館の庇護を利用してアヘン販売などの不法営業に従事した<sup>(15)</sup>。当

然ながら、こうした特例措置の対象となったのは、裕福な資産家や有力な氏族の領袖である。

むしろ、「日本人」に与えられる治外法権的な諸特権を入手すべく、術策を弄して非合法的に「台湾人」という身分を取得した者が多かった。こうした台湾籍民は「假冒籍民」（「假冒」とは偽称の意）と呼ばれた<sup>90</sup>。ことに「假冒籍民」には、国籍保持の公証書となる旅券を悪用した事例が多かった。台湾総督府が実施していた旅券制度は、台湾統治独特のものであった<sup>91</sup>。下関条約の定める台湾住民の国籍決定の期限満了4カ月前である1897年1月、台湾総督府は「外国行旅券取締規則」（1897年総督府令第2号）を発し、「台湾ヨリ直ニ外国ニ渡航セントスル帝国臣民」は所轄の県庁または島庁から旅券の交付を受け、これを携帯することが義務づけられた。つまり、台湾から直接に中国へ渡航することは厳しく規制されたのである。かかる旅券制度の目的は、台湾人の大陸渡航を規制することにより、台湾人の大陸での抗日活動を抑止し、台湾人における大陸との紐帯を断絶させて漢族ナショナリズムを支柱とする抗日意識の高揚を阻む狙いもあったとみられる<sup>92</sup>。

しかるに1897年4月の上野専一在廈門領事の本省宛報告によれば、「台湾人民ニテ本年5月8日以後帝国之国籍ニ編入セラレシモノニシテ我政府之旅券ヲ携帯シ同国島ヨリ当地ニ渡航シ又ハ居留スルモノ」が今後増加していくであろう状況において、「一時之便宜上清国人ト結託シ名ヲ台民ニ籍リ自己ノ便利ヲ希望スルモノ」による「假冒」が多発していくことが推測された。ここで上野は、英国領事館がシンガポールやペナン等の海峡植民地において清国人に対して実施している方式を台湾でも導入することを具申した。これは、当地に到着したら旅券所持者は領事館に旅券に写真を添付して提出し、領事館はこれを照合して本人の同一性を確認できたら「英国臣民」として保護を与えるというものであった<sup>93</sup>。

さらに上野領事は同年10月11日付で、旅券の譲渡や転売、あるいは廈門において清国人が知人の台湾人の名義で旅券を申請するといった不正な旅券の取得によって日本国籍の「假冒」が可能となる事例が頻繁にあり、「今日ノ状況ニテハ到底単ニ旅券ヲ以テ帝国臣民ノ証左トシテ之ヲ保護スル能ハザル事情」が生じて取締上に甚だ不都合で

あるとして台湾総督府にその改善を要望していた<sup>94</sup>。これを受けて台湾総督府では1900年10月6日「外国旅行券規則」（1900年総督府令第95号）に改正を重ねた後、1907年10月30日に「外国旅券規則」（総督府令第86号）を公布した。ここでは、第4条に「本島人ハ此ノ原則ニ依リ発給スル旅券ヲ携帯スルニ非サレハ外国ニ渡航スルコトヲ得ス」（傍点、筆者）と定め、台湾人に限り、台湾総督府の発行する旅券を所持しなければ海外渡航を禁止することが明記された。加えて、旅券申請の際に写真2枚の添付が義務づけられ、英国の植民地統治に準拠した写真による本人識別法を台湾でも導入すべきとする上野の提言は本令より実施されることとなった<sup>95</sup>。

だが、旅券制度の強化と裏腹に、対岸に渡航する台湾籍民は内地人を凌駕して増加していた。表1のように、1905年には廈門在留の台湾籍民は1000人を越え、1897年の台湾人の国籍決定時の人数から10倍に膨れ上がった。依然として台湾総督府が発給する旅券を利用して清国人が日本国籍の不法な取得が多発していたことがこの要因とみられた。福州領事館の1909年6月の本省宛報告によれば、「清国人ニシテ台湾人ノ姓名生年月日ヲ詐称シ、或ハ台湾ニ住居スル親戚故旧ニ依頼シ旅券ノ下付ヲ出願シ、取扱官吏ハ、内々其ノ事情ヲ知ナガラ賄賂ノ多寡ニ依リ之ヲ交付シタル事例少カラズ」という如く、台湾人を偽装した不正な旅券取得が目立っていた。しかし、そもそも「福州ニ於テハ総督府ノ発給シタル旅券ヲ以テ国籍ヲ証明スル唯一ノ証拠トナシ居留民名簿ニ登録シ、爾後日本臣民トシテ之ヲ取扱ヒ之ヲ保護シ居ルモノ」とされていた。よって、1909年当時、福州領事館に登録されていた台湾籍民は戸数102、男293人、女41人の計334人であったが、「前記ノ如キ不正ノ方法ニ以テ台湾民トシテ当館ニ登録セラレ居ル者ハ約三分ノ二ヲ占ムベシ」と推測されていた<sup>96</sup>。台湾人旅券制度は以後も台湾籍民による旅券の売買や偽造を防止することを理由として強化されていった。しかるに旅券を逆用した不正な日本国籍取得は後を絶たず、台湾人旅券制度の正当性は「假冒籍民」の跋扈によって絶えず破綻の危機にさらされていたのである。

表1 台湾人の国籍決定から10年間(1897~1907年)における厦門在留台湾籍民及び内地人人口の推移

(単位:人)

年	台湾籍民				内地人			
	戸口	人口			戸口	人口		
		男	女	合計		男	女	合計
1897		119	2	121		12	9	21
1898	51	381	10	391	14	39	11	50
1899 ※		726	17	743		73	10	83
1900	83	514	17	531	28	113	30	143
1901	126	537	39	576	34	128	46	169
1902	130	572	60	632	38	137	63	200
1905 ※		948	98	1,326		210	70	280
1906	263	1,118	167	1,285	47	201	75	276
1907	259	1,210	225	1,435	41	177	72	249

(注) ※は職業別人口調査, ただし1905年は家族を含む。

(出所) 【外務省警察史 支那の部 厦門領事館】外務省外交史料館所蔵 SP-205-6 より作成。

## 1.2. 対岸政策の胎動と清国人帰化問題

華南における台湾籍民の台頭は日本の「南支」への進出と連動したものとなった。日清戦争の終結後、欧米列強は清国の弱体化に乗じてその領土に対する分割競争を繰り広げ、1898年にはロシア—旅順・大連(3月)、ドイツ—膠州湾(3月)、フランス—広州湾(4月)、イギリス—九龍半島(6月)、威海衛(7月)と相次いで租借地を獲得した。列強による猛烈な清国領土の「瓜分」が進むなかで、日本政府は福建省を自国の勢力圏に置くべく1898年4月24日、清国に対して福建省を不割譲とする交換公文を受け入れさせた。さらに、日本租界が厦門(1898年10月)、福州(1899年4月)において、いずれも日本領事館と清国官吏との取極書によって設定された<sup>20)</sup>。

かかる日本の対清外交の流れに沿い、台湾総督府における対岸経営政策の指針を具体化したのが1898年2月に着任した児玉源太郎台湾総督である。1899年6月、児玉は全14項目にわたる「台湾統治ノ既往及将来ニ関スル覚書」を作成し、このうち12項目を対岸経営方針に費やしていた。ここでは「南進ノ政策ヲ完スル」ために「対岸清国並ニ南洋ノ通商上ニ優勢ヲ占ムルノ策ヲ講スルコト<sup>21)</sup>」を掲げ、「南進」の観点から対岸政策の重要性を力説し、これを台湾統治の基軸とする視点を明示していた。

なかんずく、対岸の中枢都市である厦門につい

ては、同年の9月より台北にて開業する台湾銀行の支店設置<sup>22)</sup>、港の建築、日本語学校の設立といった金融、産業、文化に互る戦略を構築するとともに、「厦門住民ノ意向近来一変シ、大ニ台湾ノ統治ヲ仰慕シ、帰化ヲ乞フ者日々ニ加フルノミナラス、諸般ノ企業ニ就キ総督府ノ誘掖ヲ乞ハントスルノ傾向アルヲ以テ、総督府ハ此機ヲ外サス歩武ヲ進メ、大ニ民心ノ収攬ヲ努ムル事<sup>23)</sup>」(傍点、筆者)として、厦門住民において「日本人」としての治外法権を獲得する目的から「台湾人」という地位の利用価値を見出し、日本への帰化を希望する者が増加しつつある情勢を看取していた。そこで「国籍法ノ外ニ台湾帰化法ヲ設ケ、恰モ彼ノ英国ノ香港又は海峡植民地ニ於ケル英国帰化法ト同一ノモノヲ規定スルノ必要ナルコト<sup>24)</sup>」(傍点、筆者)を掲げていた。

児玉の覚書が起草される直前の1899年4月より施行された日本国籍法は、前述のように血統主義を原則とするものである。一方、清国人に対する簡易帰化政策において参考とされていた英国の国籍法は1870年制定の帰化法以来、出生地主義を原則としていた。だが、膨大な大英帝国の領域において「英国臣民(British Subject)」という地位は連合王国(United Kingdom)、自治領、植民地によって一律ではなかった<sup>25)</sup>、例えば香港で出生した者は当然に「英国臣民」となる<sup>26)</sup>が、香港住民は大英帝国領土内の移動や居住を規制さ

遠藤正敬：台湾籍民をめぐる日本政府の国籍政策の成立

れるなど、実際には「英国臣民」としてシチズンシップの均霑を保障されたわけではなかった<sup>(30)</sup>。この「台湾帰化法」は立法化されずに終わり、帰化者についてどの程度「帝国臣民」として平等に取扱うものであるのかは定かではないが、少なくとも清国人に対する日本国籍付与を対岸経営上に有益とみて、出生や居住を要件とした属地主義による簡易な国籍取得を認める手続法を意図したものと考えられる。

清国内地で台湾籍民の享受する治外法権上の利益としては、主として次の2点が挙げられる。第1に一定の課税の免除である。1896年7月に北京で締結された日清通商航海条約により、清国在留の日本人は地方税をはじめ、営業税や開港場での「厘金」(輸送税)などの負担を免除された<sup>(31)</sup>。これに目を付けた清国人商人が各種の徴税を逃れる目的で台湾籍民との合資という形で、あるいは単に台湾籍民の名義を借りて「日本商」として商社を営業し、暴利を得る事例が目立っていた<sup>(32)</sup>。表2のように、厦門における台湾籍民の大半が諸種の商業に従事するものであったのはこうした要因が作用していたと考えられる。

第2に、刑事・民事の訴訟事件における領事裁判権である。日清通商航海条約では第21条・第22条において清国在留の日本人に対する領事裁判権を認めていた<sup>(33)</sup>。これにより台湾籍民による不法営業や脱税などをめぐって訴訟事件が発生した場合、台湾籍民は「在外邦人」として日本領事館の裁判管轄権に服し、中国官憲の摘発を免れたのである。日本と清国の二重国籍を駆使してこれらの利益を手中にする「假冒籍民」が増加していくと、おのずと日清間の軋轢が生じていった。

## 2. 日本政府による「台湾籍民処分」

### 2.1. 現地領事館における「假冒籍民」対策の要請

清国側では玉虫色の地位に居座る台湾籍民の存在を厄介視する一方であった。1900年4月、後藤新平台湾総督府民政長官が厦門及び福州を視察に訪れた際に、閩浙総督(浙江省・福建省の総督)、布政使、道台に至る現地の行政長官三者から「福建省人民入籍問題」が持ち出された。これ

表2 厦門在留台湾籍民の職業別人口(1909年12月調査)

(単位:人)

職業	戸数	人口		
		男	女	合計
雑貨商	88	123	19	142
茶商	5	11	6	17
銭荘	2	2		2
為替業	9	21	8	29
砂糖業	5	8	2	10
時計商	6	6	6	12
呉服商	11	13	4	17
金銀細工商	5	9	4	13
売薬商	2	2		2
写真業	1	1		1
穀物商	8	10	2	12
海産物商	8	15	7	22
回漕業	2	6	3	9
旅人宿	5	6	1	7
葉煙草仲買商	3	7	2	9
刻煙草製造業	5	9	6	15
荒物商	2	2	1	3
土木請負木材商	4	10	3	13
鉄類商	3	4		4
箱製造業	1	1		1
支那酒商	4	6		6
菓子製造業	1	1		1
薬材商	7	12	1	13
支那靴商	1	1	1	2
紙商	4	5	4	9
染物商	1	2		2
薪炭商	2	3	1	4
白米商	5	5	1	6
青物商	3	3	1	4
靴下製造業	1	1		1
肥料商	3	4	2	6
義歯技術者	5	10	4	14
古着商	1	1		1
内肺製造業	1	3	1	4
竹商	1	2		2
筆墨商	1	1		1
陶磁器商	1	1		1
其他諸業		844	148	992
総計	217	1,172	238	1,410

(出所) 1910年3月14日付森在厦門領事代理より小村外相宛機密第5号「台湾籍民ノ状態報告ノ件」『南部支那在留台湾籍民名簿調製一件』外務省外交史料館所蔵。

は「当地ニ於テ犯罪ノ未台湾ニ逃レ、巧ニ入籍手段ヲナストキ、弊邦ニ於テハ、該犯罪者ノ貴国籍タルヲ以テ、此ヲ査究スルニ道ナキカ如キ、彼我ノ交際上障害渺ナカラサルヘシ」(延年厦門道台の弁)というように、台湾に逃亡した清国人犯罪者が台湾籍を取得して清国に帰還すれば、その日本国籍が楯となって清国による警察権の行使が妨げられるという主権侵害を抗議するものであった。かような抗議に対して後藤は「我台湾総督府ニハ入籍規則等夫々ノ手續アリ。取籍上別ニ違算アルコトナシ<sup>60)</sup>」として、清国人の台湾籍への編入はあくまで適法な措置であると主張し、善処する姿勢はみせなかった。

だが、現地領事館でも台湾籍民による「假冒」の横行を看過しえなくなっていた。1907年9月14日付の瀬川浅之進在厦門領事による本省宛報告書を見ると、同年6月中の調査によれば、厦門に在留する台湾籍民は人口1300人、戸数200戸があり、5年前(1902年)の2倍に増加していた(表1参照)。これに関して、瀬川は当地における台湾籍民を3種に分類している。第1種は、台湾に不動産もしくは家族を有し、商用その他のため一時当地に在留している者であり、「純然タル日本国民トシテ待遇スル価値アリ」と認めていた。第2種は、台湾に家族もしくは不動産を有せず、一家あげて当地に居住している者であるが、その多くは「永遠日本領土内ニ居住スルノ念慮ナキモノナレハ日本国民タルノ名アリテ日本国民タルノ実ナキモノナリ」と観察していた。第3種は、台湾に本籍を有せずして不正手段により取得した旅券を以て当館に登録した者である。この種に至っては「清国不良ノ民カ不正ノ手段ニヨリ日本国籍ヲ假冒セル者ニシテ一種ノ犯罪人タルニ過キサレノミ」と断じていた。

さらに瀬川は、清国内において台湾籍民は日本内地人と同一の保護を受けているが、今後これらの籍民が増加して事件が複雑化していくこととなれば、日本当局の籍民に対する取扱方針も1つの機軸を打ち出す必要があると説いていた。「何トナレハ即チ清国内ニ在住スル台湾人ニ対スルコト今日ノ如クナル間ハ折角台湾内地ニ土着セントスル支那民族ヲシテ却ツテ再ヒ清国ニ帰住スルノ念ヲ誘起セシムルノ虞アレバナリ<sup>61)</sup>」というのが瀬川の意見であった。大陸での特権的地位を欲し

て台湾の人口が対岸へと流出していく事態が懸念されたのである。

福州においても「假冒籍民」の増加は問題視されていた。しかしながら、1909年6月の福州領事館の報告によれば、「正当ナル台湾人ナルヤ、何人カ不正ノ方法ヲ以テ旅券ヲ受領シタルモノナルヤ」は調査識別することが容易でなく、何より「仮令之ヲ査明シ得タリトスルモ、既ニ領事館ニ於テ多年台湾人トシテ之ヲ取扱ヒ清国官憲ニモ声明シタル人物ニ対シ、今日之ヲ否認スルコトハ帝国政府ノ威信ニ関シ至大ノ影響ヲ生ズベキヲ以テ、到底実行スベキニアラズ<sup>62)</sup>」という判断に帰していた。つまり、不正な台湾籍取得者を徹底的に摘発することは、台湾領有以来、多くの「假冒籍民」を発生させてきた事実に対する日本政府の責任が追及されかねないというジレンマに逢着したのである。

外務省が台湾籍民の概括的な取扱方針について現地領事館に訓示したのはこの直後のことである。その基軸となったのは、1909年5月17日付の伊集院彦吉在清特命公使による小村寿太郎外相宛電報である。1908年7月、台湾籍民邱金秀が原籍地の広東省鎮平県に帰郷した折、祖父母の墳墓が破壊されているのを発見し、同県知県(知事にあたる)に告訴しようとしたところ、逆に逮捕拘禁されるという事件が起こった。同事件について、徳丸作蔵在汕頭領事が1909年4月14日付で伊集院に対し、清国外務部に邱金秀の釈放を要求すべく交渉を稟請してきた件についての処理方針を示したものが本電報である。この中で伊集院は台湾籍民の国籍問題に関して次のように述べていた。

帰化台湾人ノ場合ニ於ケル事情境遇ノ下ニ在ツテハ自然自己ノ便利ニ依リ隨時両国籍中ノ孰カラ交々主張スル如キハ人情ニシテ事柄自体ハ必スシモ深ク之ヲ追窮スルヲ要セス候得共去リナカラ善意ニ其自国臣民タル事ヲ信シテ之ニ接シ居タリシ清国地方官民ニ対シテ一朝爭議紛擾ノ釀スニ当リ忽チニシテ帝国ノ威信ヲ以テ之ヲ庇護スルノ観ヲ呈スルハ果シテ得策ナルヘキヤ聊カ疑問ナキヲ得ス候。況ンヤ本件ヲ提ケテ之ヲ清国中央政府トノ交渉問題トスルニ於テハ勢ヒ其内地ニ於ケル所有不動産並ニ居住ニ関スル問題ヲモ惹起スルナキヲ保シ難ク……絶対ノ必要ニ迫ラレサル限

り我方ヨリ追テ此カ<sub>レ</sub>論争ヲ誘致スルカ事柄ハ可成之ヲ避ケ曖昧ノ裡ニ從來ノ状態ヲ持續シ彼等帰化台湾人ヲシテ其所有權及居住權ヲ保有セシメ置ク方寧ロ得策ニアラスヤト致思考候。(傍点、筆者)

かように二重国籍を駆使する台湾籍民の存在を現実主義的に割り切った上で対清関係への配慮を重視する伊集院は、華南各地の領事に対し、上記の趣旨に則して「帰化台湾人保護ニ関シテハ可成地方限り解決ニ務ムル方針ニ拠ル」ことを訓令するよう小村に稟請し、徳丸領事より要請された清国外務部との交渉も留保することとした<sup>(7)</sup>。本省ではこの伊集院の見解を一般的方針としておおむね了承した。すなわち、清国在留の台湾籍民をめぐる紛争事件が発生しても、極力政府間の交渉案件とせず、領事館レベルでの処理に努めるというものであった。清国政府との間で台湾籍民の法的地位が紛議に至った場合、清国に在留する一般日本人の既得権益に議論が波及する事態を回避するために、台湾籍民の地位は玉虫色のままでその利権を保障する方針が選好されたのである。

## 2.2. 福州領事館による台湾籍民淘汰の稟申

台湾籍民が清国内に定着し、現地人と結婚して家族を形成するようになると、台湾籍民の妻子の日本国籍編入も解決すべき問題として浮上した。日本国籍法では夫婦国籍同一主義を採用していたが、既述のように台湾籍民の大半が非正規に日本国籍を取得した者であるので、その妻子は当然に日本国籍を取得するものとは認められなかった。この問題への対応について積極的に本省に請訓していたのが福州領事館である。1909年6月の同領事館の報告では、台湾籍民子弟の教育機関として台湾総督府の指導により1908年に開設された福州東瀛学堂の状況について記述があり、その結部において、同学堂にあっては日本国籍を有する者はわずか数名にすぎず、台湾籍民子弟の多くは日本国籍に登録されておらず、「目下ノ状態ニ於テハ決シテ将来第二ノ籍民タル能ハザルモノナリ<sup>(8)</sup>」として本省に注意を喚起していた。

ことのほか当該問題の解決に熱心であったのが、天野恭太郎在福州副領事である。天野の1909年7月8日付の本省宛報告によれば、同年7月時点で福州領事館に登録された台湾籍民298名のうち、

妻を有する成年の男が30名、夫を有する女が30名あった。このなかで未だ日本国籍に登録されていない妻子や、日本国籍を取得していない妻の出生した子について日本国籍に入籍させるべく領事館に願ひ出る台湾籍民が近来目立っている事情に鑑み、天野は次のいずれの処置をとるべきかについて小村外相に請訓していた。

- ① 日本国籍法第13・14・15条を台湾籍民の妻子に適用する。
  - ② 台湾籍民は下関条約第5条に基づく領土割譲の効果として日本国籍を取得した者とみなし、これにより台湾籍民の子にも日本国籍法第1条を根拠として日本国籍を取得させる<sup>(9)</sup>。
- ①は日本に帰化した者の妻及び未成年の子は当然に日本国籍となるという家族国籍同一主義の規定を台湾籍民にも適用しようという案である<sup>(10)</sup>。一方の②は台湾籍民を一括して遡及的に下関条約による国籍変更の対象として扱うことで、「日本人」としての地位を正当化しようという案である。

もっとも天野は、軽々に日本国籍を付与して不良籍民を増加させる結果を招くことには注意を怠らなかつた。天野は1909年9月10日付で台湾籍民の統治に関する詳細な「鄙見」を本省に照会していた。この中で天野は、従来からの台湾籍民に対する日本当局の見解を積極説と消極説とに区分する。まず消極説とは、台湾籍民は日本人と同化せず、日本国家に対して徴兵や納税の負担もなく「日本帝国臣民トシテ取扱ヒ之ヲ保護シ帝国ト外国トノ条約上ノ利益ヲ享有セシムルモ我国家ニ於テ毫モ益スル所ナシ」と断じる。従って、「假冒籍民」は容赦なく日本国籍から除籍し、その妻子の入籍も認めず、「漸次我帝国ヨリスノ如キ曖昧ナル人民ヲ減少スルヲ得策トス」として排斥論を唱えるものである。これに対して積極説は、台湾籍民はすでに清国内で一個の社会を組織する一勢力となっており、籍民専用の会館や学堂の経営、軍事公債への応募や義捐金などの形で応分の負担をしており、「彼等ハ日本国籍ニアルヲ名誉トシ我ノ保護ニ倚リテ生活セリ。彼等ハ恐ラク清国々籍ニ帰復スルヲ望モノニアラサル可シ」との評価に立つ。従って、台湾籍民の子を日本国籍に編入し、漸次日本国民としての品性を養成していけば将来日本国家に益するところあるべし、という懐柔論に帰するものである。

いずれも一理ありとみる天野は、両説を折衷した台湾籍民整理の私案として次のように具申ししていた。日本領事館に台湾総督府発給の旅券を提出して居留民名簿に登録しながら台湾に戸籍を有しない者について、平素清国人と区別しがたい上に一定の職業や恒産をもたない者は日本国籍を保持させるのは有害とみとめて日本国籍から除籍する。かくすることにより漸進的に不良籍民を淘汰した後、台湾籍民の妻子の日本国籍編入を徐々に許可していく。ただし、華南に在住する約2000人の台湾籍民について、その妻子の数を夫1人につき2人として計算すると、これら全部に日本国籍を付与すれば台湾籍民の総数は1万人に達するとみられ、かように台湾籍民が激増した場合、日本国の利害にいかん影響するかを考慮した上で許否を決定すべきであると付言していた。さらに天野は台湾籍民への国籍付与と連動すべき同化政策にも余念がなかった。その具体策として、前述の福州東瀛学堂を拡張して籍民子弟の入学を奨励あるいは義務化する。また1900年に領事館指導の下に台湾籍民団体として設立された東瀛会館に籍民を入会させ、ここで日本人による講話や日本の祝日の奉祝を開催して籍民に参加させる、などの方法により日本人への同化を進めていくことを提案していた<sup>44)</sup>。

かように天野が本省に対して台湾籍民の国籍整理が急務であることを積極的に訴えていた背景には、清国における戸籍法制定という政策動向があった。洋務運動以来、近代的法治国家への変革による国家再建の要望が高まっていた清朝末期、光緒34(1908)年9月に発布された予備立憲の上諭に基づき同年8月に憲法草案として「欽定憲法大綱」が公布された。9年計画による立憲構想を打ち出した同大綱のなかで戸籍の編成は最も重要な1つに位置づけられ、1年目の1908年に「調査戸口省程」を公布し、1909年に各省の人口戸口の調査を実施して1910年にその総数を彙報するとともに戸籍法を制定し、1912年に戸籍法を公布して1913年より施行する計画が決定された<sup>45)</sup>。さらに、清国における戸籍法は国家の統治の根本として議院選挙・徴兵・徴税の実施に必要であり、とりわけ国籍法の施行に不可欠なものとされていた<sup>46)</sup>。この流れに沿って1908年8月、民政部の起草により全国の戸口調査を実行する

「調査戸口章程」が公布された<sup>44)</sup>。そして後述するように1909年に「大清国籍条例」が制定された。「而シテ各地方ニ於テハ己ニ戸口ノ調査ニ着手シタルヲ以テ従来清国人ナルカ日本人ナルカヲ区別シ難キカ如キ台湾籍民ノ地位モ最早曖昧ノ裡ニ之ヲ放任スルヲ得ス。必スヤ近キ将来ニ於テ廓然決定セサルヘカラス。而シテ之レカ処置ハ清国ノ戸籍編成以前ニ於テ執行スルハ尤モ便宜トスルコトニ想到スルトキハ今ニ於テ之ニ対スル方針ヲ決定スルコト必要ノコト、存ス<sup>45)</sup>」(傍点、筆者)として、天野は早急な台湾籍民整理の実施を要望した。清国における戸籍の整備により大量の台湾籍民が「清国人」として画定される前に、日本にとっても人的資源として掌握しておくべき台湾籍民の帰属を「日本人」として明示しておく必要を説いていたのである。

### 2.3. 台湾籍民の「取捨」の実施過程

如上の天野副領事の稟請に基づき、外務省では台湾総督府と協議を重ねた後に台湾籍民の国籍整理案を起案した。そして1910年2月29日、大島久満次台湾総督府民政長官宛に「南清在留台湾籍民処分方針ニ関スル件」(機密送第10号)として打診した。これは以下の内容であった。

1. 台湾人トシテ領事館ニ登録セラレ居ルモ台湾ニ本籍ヲ有セサル者ニシテ従来領事館ニ於テ台湾人タルコトヲ公認シ今更之ヲ否認シ難ク且本人ノ品行、技能、資産其他諸般ノ状況ニ鑑ミ我国籍ヲ有セシメ差支ナシト認ムルモノハ台湾ニ渡航セシメ台湾総督府ニ於テ新ニ籍ヲ作りテ更ニ旅券ヲ下附スルコト
2. 台湾人トシテ領事館ニ登録セラレ居ルモ台湾ニ本籍ヲ有セサル者ニシテ本人ノ品行、技能、資産其他諸般ノ状況ニ鑑ミ我国籍ヲ有セシムルヲ有害ナリト認メタルモノハ領事館ニ於テ旅券ヲ引上ケ登録ヲ取消シタル上其旨ヲ台湾総督府ニ通報シ同府ニ於テハ再ヒ旅券ヲ下附セサルコト
3. 台湾人トシテ領事館ニ登録セラレ且台湾ニ本籍ヲ有スル者ニシテ本人ノ品行、技能、資産其他諸般ノ状況ニ鑑ミ我国籍ヲ有セシムルヲ有害ト認メ且日本人タルコトヲ否定スルモノ支障ナキモノハ領事館ヨリ台湾総督府ニ之カ除籍方ヲ照会シ除籍ノ通報ヲ得タル上旅券ヲ

引上ケ登録ヲ取消スコト

4 左記ノ者ハ支障ナキ限リ入籍セシムルコト。但シ国籍法ニ依リ当然日本人タルモノハ取捨ノ限ニアラズ。

台湾人カ台湾籍ヲ取得シタル当時ヨリノ妻及其当時未成年タリシ子並ニ此等ノ者ノ子。台湾人カ台湾籍ヲ取得シタル後国籍法施行迄ノ間ニ於テ婚姻シタル妻及右妻ノ子<sup>(46)</sup> (傍点、筆者)

すなわち、「台湾人」として日本国籍に編入される十分条件となるのは、台湾における本籍の有無という客観的条件ではなく、日本の国益に照らして有益な人材であるか否かという主観的条件、いわば政治的条件であった。ただし、すでに日本国籍法施行後に日本国籍を取得した台湾籍民とその妻子は対象外としており、適法な台湾住民の国籍決定は法治行政の立場から先例として尊重するものであった。

本案について外務省は廈門・福州・汕頭の各領事館に対し、実行の是非について打診した。菊池(廈門)・徳丸(汕頭)の両領事は基本的に承認したものの、高洲在福州領事は第4号の籍民妻子の日本国籍編入については、不良籍民を淘汰した後台湾総督府と熟議の上で徐々に実行すべきであるとして留保を付していた<sup>(47)</sup>、さらに伊集院在清公使からも了承を得た後、1911年7月22日、内田嘉吉台湾総督府民政長官より異議なしとの回答を得て<sup>(48)</sup>、本案はおしなべて関係当局の合意の下に実施に移されるものとなった。

ただし、ここで注意を引くのが徳丸領事の反応である。徳丸は1911年1月17日付本省宛回答において、本案は実行して差支えなしと了承しつつも、「蓋シ本案ハ領事館ニ台湾籍民ノ国籍ニ付テ殆ンド与奪ノ権ヲ授ケラル、モノナルカ故ニ領事館ガ之ヲ取扱フニ当リ務メテ公平慎重ヲ要スルハ言フ迄モナキコト、存ジ候」(傍点、筆者)と付け加えていた。徳丸は「要スルニ本件ハ国籍法ノ上ヨリセズ単ニ南清ニ現在スル一種不可識ナル我台湾籍民ヲ整理スル<sup>(49)</sup>」(傍点、筆者)ことを趣旨として理解していた。本案は日本国籍法の運用によって処理すべきところを領事館による裁量的な国籍の「与奪」を策定したものであり、担当する領事館としては法治主義への背馳とならぬよう配慮が必要であるとの認識がうかがえる。

1911年8月3日、外務省は廈門・福州・汕頭の3領事館に対し、同年10月までに管内の台湾籍民について姓名・住所・品行・技能・資産などを記載した詳細な名簿を調製し、名簿の完成した後に本省及び台湾総督府より官吏を廈門・福州・汕頭に派遣し、各領事と協議の上、名簿に基づいて台湾籍民の「取捨」を決定するよう訓令した<sup>(50)</sup>。かような領事館・台湾総督府・外務省の三者共同による台湾籍民の国籍整理は、わけても領事館の裁量が大きく働くものとなった。この点は台湾総督府も1911年10月30日、外務省宛回答において「籍民ノ取捨ハ第一ノ決定ヲ領事ニ任セ最後ノ決定ヲ当府及ヒ貴省間ノ協定ニ依ルコトニ異議ナシ<sup>(51)</sup>」と了解していた。

1911年10月末、清国に出張した外務省参事官の木村鋭市と台湾総督府警視の加福豊次が上記の3領事館と協議し、名簿に基づく台湾籍民の「取捨」についての協定を取り決めた。この「取捨」とは、具体的には以下に該当する者について除籍及び入籍を決定する作業であった。

(イ) 台湾ニ籍ヲ有スル者ニシテ領事館ニ登録セル者ノ中、除籍ヲ要スルモノ。従テ登録ヲモ抹消スベキ者。

(ロ) 台湾ニ籍ヲ有セズ領事館ニ登録セル者ノ中、新ニ籍ヲ作ルコトヲ要スルモノ

(ハ) 台湾ニ籍ヲ有セズ領事館ニ登録セル者ノ中、登録ヲ抹消スベキモノ

(ニ) 台湾総督府へ各領事館ヨリ通知洩ノ為籍ノ有無未決ニシテ更ニ調査ヲ要スルモノ

ただし、除籍と決定された者でも台湾に財産を有する場合には除籍が撤回されるものとなっていた。そして、台湾総督府のとるべき措置として「以上ノ結果除籍及入籍ノ方法ハ我々国籍法及清国国籍法ニ蝕レサラシムル為凡テ領台当時ニ遡リテ在籍又ハ無籍者トシテ戸籍簿ヲ整理スルコト<sup>(52)</sup>」(傍点、筆者)とされていた。今次の「取捨」が日本国籍法の運用による国籍処理ではないため、同法の施行される以前である「領台当時ニ遡リテ」の行政措置として本件を実施するものであると強調することで法治主義の表装を保たんとしたのである。

各領事は台湾総督府の通知に基づき「取捨名簿」を訂正し、台湾籍民の登録原簿を整理することとされた。新規入籍者を含む台湾籍民の家族の

表3 1911年機密送第10号に基づく廈門・福州・汕頭領事館別の台湾籍民「取捨」の最終結果

(単位:人)

	対 象	措 置	確 定 者			
			厦門	福州	汕頭	合計
第1号	台湾人トシテ領事館ニ登録セラレ居ルモ台湾ニ本籍ヲ有セサル者ニシテ従来領事館ニ於テ台湾人タルコトヲ公認シ今更之ヲ否認シ難ク且本人ノ品行, 技能, 資産其他諸般ノ状況ニ鑑ミ我国籍ヲ有セシメ差支ナシト認ムルモノ	台湾に渡航させ, 台湾総督府は新規に入籍させて旅券を発給する	82	14	8	104
第2号	台湾人トシテ領事館ニ登録セラレ居ルモ台湾ニ本籍ヲ有セサル者ニシテ本人ノ品行, 技能, 資産其他諸般ノ状況ニ鑑ミ我国籍ヲ有セシムルヲ有害ナリト認メタルモノ	領事館は旅券を没収して登録を取消したらこれを台湾総督府に通報し, 同府は二度と旅券を発給しない	188	25	23	236
第3号	台湾人トシテ領事館ニ登録セラレ且台湾ニ本籍ヲ有スル者ニシテ本人ノ品行, 技能, 資産其他諸般ノ状況ニ鑑ミ我国籍ヲ有セシムルヲ有害ト認メ且日本人タルコトヲ否定スルモ支障ナキモノ	領事館より台湾総督府に当該籍民の除籍方を照会し, 除籍の通報を得たら旅券を没収して登録を取消す	20	27		47

(出所) 1912年9月27日付民警第32号ノ14, 内田台湾総督府民政長官より倉知外務次官宛「南清在留台湾籍民整理ノ件」を基に作成。

国籍については、各領事が当該家族を調査し、台湾総督府と協議した上で徐々に入籍させることとした。ただし、その場合「イ、該家族ハ直系尊卑属及配偶者ニ限ルコト」「ロ、国籍法台湾ニ施行前出生セル者又ハ結婚セル者ハ台湾割譲時ニ遡リテ籍ヲ附スルコト」「ハ、其他ノ者ハ国籍法ノ規定ニ依リ当然入籍スベキ者トシテ唯届出遅延ノ手續ニ依ラシムルコト」が了解された。そして、「右ノ決定ハ各領事館ニ於テ一時ニ公示スル時ハ種々ノ紛擾弊害ヲ惹起スル虞アルヲ以テ之ヲナサス」、除籍者又は登録抹消者に対しては該当者から領事館に出願等の交渉案件がある際に個々に宣明することとした<sup>63)</sup>。当事者に与える影響を考慮して台湾籍民の「取捨」結果は非公示とされたのである。

以上のような台湾籍民の「取捨」の実施に基づいて1912年1月までに各領事館で確定名簿が調

製され、最終的な台湾籍民の「取捨」は表3の結果となった。厦門においては台湾籍民としての登録を抹消された者は200名以上にのぼった。さらに福州領事館では、居留民名簿に登録されていないながら台湾総督府に通知漏れとなっていた者につき、日本国籍の有無を調査し、その結果により処決を要するとされた者が147名あった。このうち67名は日本国籍を有する者と確認され、それ以外の80名は登録を削除された<sup>64)</sup>。これらの結果を合計すると、新たに日本国籍への編入が認められた者及び証明された者が150名、日本国籍から除籍された者は365名であった。かくして、国際問題として懸案となっていた台湾籍民の国籍整理は日本政府として解決したものとされた。

もっとも、現地領事館も台湾籍民の利用価値について手放しで肯定的な評価を下すことはまだ留保していた。それを明瞭に示すのが、森安三郎厦

門領事代理による1910年3月14日付の「台湾籍民ノ状態」と題した詳細な本省宛報告である。ここで森は「台湾籍民ナルモノハ帝国ニ対シ利益ナルコト極メテ少クシテ累ヲ為スコト頗ル夥シ。即チ強テ其利益ヲ求ムレハ諸般ノ排日運動ニ関シテ多少ノ緩和剤トナリ、時ニ僅少ノ献金ヲ為ス等ノ事ニ過ギズ」といった、極めて消極的な評価を下していた。しかし、長期的視野に立てば「帝国政府ノ対岸ニ対スル方策如何ニヨリテハ縦令平日ニ於テハ多大ノ犠牲ヲ忍ブトスルモ以テ他日利用スベキ地方住民ノ一人ニテモ多カラシコトヲ希望スベキハ論ヲ俟タズ」（傍点、筆者）との見地から「彼等台湾籍民ハ最モ便利ナル地位ニアルモノ<sup>65)</sup>」と判断されるのであった。

ここで排日運動に対する「緩和剤」としての役割が台湾籍民に見込まれていたのは耳目を引く点である。1908年2月に日本の商船第二辰丸がマカオ沖で清国軍艦に武器密輸の嫌疑で拿捕される「辰丸事件」が起こった。清朝政府が日本政府による謝罪、賠償等の要求を受け入れたことへの不満を契機として同年3月に広東で日貨排斥運動が発生し、華南、香港、南洋に拡張していった。前出の瀬川浅之進は同年5月に厦門領事から広東領事へと転属したが、本省宛電報において「広東以外ノ各地ニ於テ目下盛ニ行ハレ又将来行ハレントスルボイコットヲ制止スルニハ差当リ如何ナル手段ヲ採ルヲ最モ得策トスルヤハ此際大ニ研究ヲ要スヘキナリト信ス<sup>66)</sup>」と進言していた。勃興する中国人ナショナリズムを危惧する日本は、排日運動の抑止のために外交交渉のみならず、排日運動を抑止する裏面的な工作を模索する必要があったのである。

また、森領事代理は潮汕鉄道の副総辦の座に台湾籍民の林麗生が就いている一例を挙げ、「要スルニ彼等ハ今日外人ガ清国ニ於ケル各般ノ事業ニ於テ遭遇スル所ノ種々ノ不便障害ヲ避ケ得ルノ便宜ヲ有シ」ていることも利点と認識していた。しかしながら、「唯彼等ヲシテ中ニ可然技能ヲ有スル人物ヲ発見スルコト得ベキヤ、又之アリトスルモ果シテ這般ノ愛国的行動ニ出デシムルコトヲ得ベキヤ否ヤガ問題ナリ」という疑問を禁じ得なかった。けだし、「元ト彼等ノ帝国籍ニ入りタル概ネ一時ノ方便ニ出タルモノニシテ清国トハ尚絶ツベカラザル縁故ヲ有ス。則彼等ニ対シ単ニ其愛

国心ニ訴ヘテ故国ニ背キ帝国ニ貢献センコトヲ強ルガ如キハ木ニ縁リテ魚ヲ求ムルト一般到底不可能ノ事タルヲ免レズ」と認めていた。「然ルニ彼等ノ財ヲ愛スルノ念ニ強キ之ガ為メニハ道義ヲ顧ミズ、勞苦ヲ厭ハズ、又之ヲ離レテ彼等ニ主義ナク、名譽ナク、国家ナキナリ」（傍点、筆者）と断じたように、日本国籍について物欲的な関心しか抱いておらず、清国との紐帯が強い台湾籍民に対し、「帝国臣民」としての愛国心を誘起することは期待しえなかったのである。よって「彼等ヲシテ台湾ニ不動産ヲ有セシメ或ハ各種ノ事業ニ投資セシメ以テ台湾トノ財産關係ヲ出来得ル限り錯綜セシメ以テ此鞏固ナル連鎖ヲ扼シテ制御セバ彼等ノ操縦亦必ズシモ至難ノ業ニアラザルベシ<sup>67)</sup>」（傍点、筆者）という実利的な統治方針で臨むべきことを説くのであった。外務省の主導で実施された、台湾籍民の日本国籍における入籍と除籍の選別が「取捨」と表現され、この森の報告でも「操縦」なる語が使われていたように、まさしく台湾籍民は日本当局において操作すべき“道具”と理解されていたといえる。

### 3. 清国の国籍政策と台湾籍民

#### 3.1. 清国の僑務政策と国籍法の制定

清国における国籍法制定の要請が顕在化したのは19世紀末になってのことである。欧米帝国主義による侵食にあえいでいた清朝末期、欧米列強の租界が集中する広州・上海等の沿岸地区では、列国の握る領事裁判権等の特権に浴するため、出生証明を偽造したり、賄賂による領事保護証を購入するといった手口で外国籍を偽装する清国人が絶えなかった<sup>68)</sup>。事実上の二重国籍を駆使して国家主権を攪乱するものとなる、こうした「冒籍」を取り締まるため、清国政府は国民を法的に画定する国籍法の制定を政治的課題としてとらえた。

国籍法制定の直接的な起因となったのは華僑保護政策いわゆる「僑務政策」であり、とりわけ重要な争点となったのが蘭印華僑の国籍問題である。17世紀より南洋における華僑は蘭印に集中していき、1905年には56万3千人を超える華僑が在

住していた<sup>60</sup>。「中国人」という帰属意識の下に華僑が各都市において商会や学童を設立して社会経済的勢力を築いていくと、オランダ政府はその地位を自国の法権に服属させる方針に傾いた。1892年に制定されたオランダ国籍法は出生地主義を原則としていたが、植民地人や蘭印に居住する華僑については「住民 (inhabitant)」と規定するにとどまり、その国籍の決定については明確さを欠いていた<sup>61</sup>。ただし、同法の第2条において、オランダ帝国の住民を父あるいは母として出生した者はオランダ国籍を取得することを規定していた。これに基づけば、オランダ領土内で出生した華僑の子もオランダ国籍を取得するものとなる<sup>62</sup>。蘭印華僑の地位を「中国人」として守るために清国は1891年にオランダに対し領事設置を要望した。さらに光緒27(1901)年12月には呂海寰出使徳和大臣が蘭印各島を調査し、華僑に対するオランダ政府の圧政の状況を報告し、不随意にオランダ国籍へ編入される華僑を保護するために当該地に領事を設置すべきことを上奏した<sup>63</sup>。だが、オランダ政府は清国領事の設置によって華僑に対する清国の外交保護権が確保されるものとみてその承認を逡巡していた。

同様に火種となっていたのが、蘭印における台湾籍民の法的地位をめぐる問題であった。1908年4月に日蘭間で「和蘭国ノ海外領地及植民地ニ関スル日蘭領事職務条約」が締結され、オランダ植民地にも日本領事館が設置されたことで日本人も最恵国待遇を受けることが認められ、これに不平を抱いた華僑は領事設置の要求をさらに強化させたのである<sup>64</sup>。1909年に在日オランダ公使から該地の台湾人の帰属国籍について照会されていたが、台湾籍の証明があれば「日本人」として処遇されることで合意された<sup>65</sup>。

1909年夏から香港、蘭印、海峡植民地、仏領インドシナ、そして台湾と南洋を視察した竹越与三郎は1910年4月にその報告を『南国記』として上梓した。竹越は同書において、「台湾人が日本帝国の臣民として、憲法の保護を受くる文明人として、蘭領印度政府より欧州人と同一の待遇を受くるが故」に、現地の華僑が日本への帰化を希望する状況がみられ、オランダ政府が華僑の動揺を防ぐために台湾人を植民地人と同等に取扱うことを主張していることを記述していた<sup>66</sup>。清国内

では二重国籍を操る台湾籍民を淘汰の対象と目し、とりわけ福建人の場合は台湾籍に入籍しているのか否かが識別しにくいので国籍法の制定を急務とする提言が出ていた<sup>67</sup>。

オランダはさらに華僑の統轄を強化すべく、1907年に兵役の負担をはじめ、オランダ語の使用、一定の財産所有、相続財産の均等分割(西洋的な法観念への順応を意味した)などの条件を満たせば、西欧人と同等の法的地位を与えるものとする「同化法 (Assimilation Law)」を公布し<sup>68</sup>、華僑の自発的な同化を促した。さらに1908年の11月以降、オランダ植民地に長期間居住する者はすべてオランダ国籍に編入する法案がオランダ国会で上程されるという情報を知った華僑団体から、速やかに清国でも国籍法を制定すべきであると修訂法律大臣<sup>69</sup>に対して陳情がさかんとした。ことに光緒34(1908)年11月13日、ジャワ全島華僑商学会から農商工部、出使和蘭大臣に対し、一国の国民は必ず一個の国籍をもち、国籍の得失は必ず法律を以て規定すべきであるとの稟申があった<sup>70</sup>。続いて同年12月初8日から3日間、蘭印各地の華僑商会・学会の代表がスラバヤに結集し、駐オランダ参事官も出席してオランダ政府の華僑国籍政策に反対する特別大会が開かれた。ここでは血統主義を採用した国籍法を迅速に制定すること、蘭印に清国領事を設置することが要望され、華僑の国籍調査や保護育成に関する「大綱十則」が決議された<sup>71</sup>。清末立憲運動に携わっていた知識人の1人、孟森は蘭印華僑の国籍問題を座視すべきではなく、清国の国籍法はやはり血統主義を採用すべきとする意見を唱えていた<sup>72</sup>。

大量の華僑が強制的にオランダ国籍を取得させられる事態に際し、清国政府では華僑の帰属国籍が清国であることを明確にするために血統主義を採用した国籍法を早急に制定する方針が固まった。南洋華僑の要望に鑑み、農工商部は宣統元(1909)年2月、オランダの新国籍法成立に備えて清国国籍法の迅速な制定を申請し、修訂法律大臣は外務部と協議して法文を起草した<sup>73</sup>。これを受けて法令の審査立案機関である憲政編查館<sup>74</sup>は即座に審議し、自国の情勢からみて他国の国籍法との調和を期する余地はなく、血統主義を原則とする国籍法が妥当であるとして成立させた<sup>75</sup>。

かくて宣統元(1909)年3月28日、中国にお

ける最初の近代的国籍法として「大清国籍条例」及び「大清国籍条例施行細則」（以下、「施行細則」）が公布された。本条例は第1条において、清国人を父として生まれた子は清国国籍を取得すると規定し、日本と同様に父系血統主義を採用していた。ただし各国の国籍法に比して、自国民の国籍離脱を厳格に制限している点が特筆されていた<sup>99)</sup>。すなわち、本条例第18条において清国国籍の離脱には民政部の許可を要するものと規定した。さらに施行細則において、本条例施行以前に国籍離脱の許可を得ずして外国籍を取得した者について、清国内の当該国領事館を通して清国地方官に帰化した年月日を表示することで国籍離脱証明とする（施行細則第1条）、租界内に居住している者は施行から1年以内に同じ手続きを必要とする（同第2条）、と規定した。これにより日本や欧米列強の租界に在留する台湾籍民も本条の適用対象となる。加えて施行細則第10条において、帰化による外国籍取得あるいは清国国籍喪失について虚偽の申請があった場合、6カ月以上1年以下の懲役を科すこととした<sup>100)</sup>。

このように蘭印華僑の二重国籍化を促すものとなる清国の国籍政策は、オランダ政府に清国領事設置の承認をさらに遷延させた。あまつさえ、これに対抗してオランダ政庁は新国籍法を1910年2月に公布した。同法は、従来の「オランダ市民（Dutch citizen）」と「外国人」という二分法を廃し、替わって「オランダ市民」と「オランダ臣民（Dutch Subject）」という境界を設定した。すなわち、蘭印に在籍する親から出生した者はすべて「オランダ臣民（Dutch Subject）」となるが、必ずしも「オランダ市民」の地位を与えられるものではないことを規定した<sup>101)</sup>。これは下関条約における台湾住民の法的地位についての日本政府の解釈と軌を一にするものであり、領土内にある華僑について国内法上の差別を設定しながら、対外的にはすべて「オランダ臣民」として管轄することで清国による外交保護権を否定するものであった<sup>102)</sup>。

1908年に清-オランダ間で再開された領事設置交渉が条約締結として成就したのは1911年5月のことであった。本条約の締結は清国政府が領事設置をみとめさせた代償としてそれまで頑強に反対していたオランダの国籍政策を甘受するもの

であった<sup>103)</sup>。すでにオランダとの領事設置の交渉は20年に及んでいることから清国側も譲歩すべきであるという陸徴祥出使和蘭大臣の上奏を受け、外務部はオランダ領土で出生したのではないオランダ国籍の華人が帰国した場合にはこれを「中国人」として扱うことを認めさせて妥協したのである<sup>104)</sup>。これにより蘭印生まれの華僑は当地に居住する限り「オランダ臣民」としてオランダの管轄下に服するものとなり、本国から見捨てられたとの感情を抱いた。たが、蘭印生まれの華僑でも第三国に居住する場合は、清・オランダの両国籍を駆使することができたのである<sup>105)</sup>。

### 3.2. 日本政府における清国国籍法への対応

日本領事館では如上の清国の国籍条例及び施行細則について、もっぱら台湾籍民の国籍に与える影響を懸案事項としてとらえていた。天野在福州副領事は1909年7月10日付の本省宛電報において、「其施行細則ヲ実施スルニ至ラハ台湾籍民ノ多キ当地方ニ在テハ清国裁判権ト領事裁判権トノ権限其他ニ関シ何時地方官トノ間ニ争議ヲ生スルヤモ凶リ難シト存セラレ候」として、とりわけ施行細則の第3, 4, 5条が最も重大な問題を有するものと観察していた<sup>106)</sup>。すなわち、

第3条 第1・2条の規定する清国国籍離脱の証明を持たない者は清国に在住する時、清国国籍を有するとみなす、

第4条 清国人にして本細則施行以前に許可を得ずして外国籍を取得し、清国内地に居住、営業または不動産の購買もしくは相続收受をなし、かつ清国人特有の一切の権利を享受する者は、清国国籍を有するものとみなす、

第5条 本条例施行以前に国籍離脱の許可を得ずして外国籍を取得しながら清国の官職にある者は清国国籍を有するものとみなす、

という規定であった。台湾籍民には清国内地に不動産を有する者や清国の官職を有する者が少なからずあり、上記の規定はこれらの台湾籍民の日本国籍編入を阻却するものとなる。そこで天野は、次のように原則論に立って異議を唱えていた。

抑モ人民ノ国籍ニ就テハ『一人ハ必ス一個ノ国籍ヲ有ス』テフ原則ニ基キ各国皆国籍ノ抵触ヲ避クルニ努メツ、アルノ際、清国ハ自国人ノ外国籍ニ入ルヲ欲セスシテ将来ニ於ケ

ル帰化ニ対シ嚴重ナル規定ヲ設ケタルニ止マラス、已ニ外国籍ニ入りタル者マデモ成ルヘク之ヲ自国人ト看做サントスルモノニシテ之カ為メ外国籍ノ脱セサル者ニ対シ清国ハ之ヲ復籍セルモノトスルキハ積極的国籍ノ抵触ヲ生シ多数ノ複国籍者ヲ生スニ至リ裁判権等ニ関シテ各国ト紛争ヲ醸センコト設想ニ難カラサルコト、存ス(傍点、筆者)。

清国政府が血統主義を貫徹して外国に帰化した者についても自国民として取り扱うことにより多数の二重国籍者が現出すれば、その法的管轄権をめぐって清国と列強各国の衝突を惹起することとなる。そこで天野は日本政府として以下のいずれかの措置を採るよう具申ししていた。①台湾籍民は普通帰化と異なり、下関条約による領土割譲の結果として日本国籍を取得した特殊の事例であり、本条例による制裁を受けるべきでないことを清国政府に声明する。②台湾籍民のみ清国による制裁を免れない時は、清国内に多数の自国民が在留する英・米・仏・スペイン等と共に本細則を承認しないことを声明する。③本条例及施行細則を承認するにおいては両国国民の国籍の抵触を避けるため別に清国政府と取極めをなす<sup>64)</sup>。

かように現地領事館からは、台湾籍民に対する日本の治外法権行使を阻害するものとなる清国の国籍政策について、日本政府として早急な対応策を迫る意見が寄せられていた。これらの領事館報告を踏まえて小村外相は、1909年9月20日付で伊集院在清公使に宛てて次のように訓令していた。本条例及施行細則は、清国官憲の解釈適用いかんによっては帝国又は帝国臣民の利権と抵触すべき条項が少なくなく、殊に施行細則第4条は台湾籍民を包含するものとすれば、明らかに下関条約第5条と背馳する。しかし「同条約ハ台湾ノ住民カ日本国ノ都合ニ依リ日本国民ト看做サルコトアルヘキ場合ヲ規定スルニ止マリ其条件ヲ具備スルカ為ニ直ニ当然帝国ノ国籍ヲ取得スルモノト謂フヘカラス。従テ我国ニ於テ該条約ノ規定ニ基キ現ニ如何ナル者ヲ日本国民ト認ムルヤハ自ラ別問題ニ涉リ、之ヲ決スルノ準則ハ現行法制上甚タ明確ナラス」(傍点、筆者)と述べていた。ここに至っても下関条約第5条が台湾人の国籍決定における第一義的な法的根拠ではないという政府見解が維持されていたのが確認される。

小村は続けて「又斯ノ如ク日本国民ト認メラレタル者ニ対シ在外帝国官憲ニ於テ保護ヲ供スヘキ範囲モ亦確定ニ至ラサル現状ニ有之。凡ソ此等ノ問題ハ目下本省ニ於テ講究中ニ属シ其決定ニ先チ直ニ右国籍条例及同条例施行細則ノ各条ニ就キ具体的ニ抗議スルハ未タ其時ニ非サルモ清国政府ノ誤解ヲ防止セムカ為追テ該条例及細則ノ適用上帝国又ハ帝国臣民ノ権利ト抵触スル場合ニハ帝国政府ニ於テ抗議ヲ提出スルノ已ムヲ得サルニ至ルコトアルヘキ旨概括的留保ヲ為シ置ク方可然<sup>64)</sup>」(傍点、筆者)として、「在外邦人」に対する外交保護権の具体的範囲については未確定であるから、少なくとも清国政府に対して抗議的な姿勢は表示しておくよう伊集院公使に訓令していた。

これに対して伊集院は、同年11月6日に小村に宛てて「清国現下ノ趣向ニ於テ斯ノ如キノ措置ハ先方ヲシテ我ヲ以テ理由ナク支那ノ立法権ニ干渉スルモノトナシ却テ反抗ノ気焰ヲ挑発スベキハ明瞭ニシテ其結果ハ延テ他ノ外交問題ニモ明白カラサル影響ヲ及スヲ免レズ。右ハ対清関係現状ニ於テ頗ル忌避スベキ処ト存候。殊ニ本件条例ニ関スル我方ノ利害ハ實際上結局台湾籍民ト本条例トノ関係ノ一点ニ帰着スヘキモノト被存候<sup>65)</sup>」(傍点、筆者)との見解を表していた。すなわち、伊集院は対清関係への配慮もあり、自国民の画定という国家の専管事項に干渉することは差し控え、台湾籍民の取扱方針としては先述のように同年5月に稟請したところであるので、清国の国籍政策については、日本政府としてとりたてて外交問題として俎上に載せない方針を具申したのである。

### 3.3. 「假冒籍民」摘発をめぐる日清の外交紛議

清国の中央政府においては自国民の国籍問題は南洋華僑に焦点が置かれていたが、福建省では台湾籍民にその注意が向けられた。清朝末期の「光緒新政」における地方官制改革の一環として、外務部により省政府において対外交渉を担当する部署が設置された。「交渉使司」がそれである。省総督に直属する渉外機関として、交渉使司は光緒33(1907)年に奉天・吉林に限って設置されたが、宣統2(1910)年に直隸・江蘇・湖北・浙江・広東・雲南・福建の各省にも設置されることとなった<sup>66)</sup>。これらの省は宣統2(1910)年7月に外務部政務処の上奏により、租界が設定されて開港場

が集中しており外交交渉が極めて繁多であるとの理由で優先的に設置されたものである<sup>80</sup>。これにより清国の外交機構は中央と地方とで多元化していくものとなった<sup>81</sup>。

福建省交渉司が清国国籍条例及び施行細則の施行後、当地に跋扈する「假冒籍民」の調査摘発について頻りに日本領事館に要請したのはそうした情勢の表徴でもあった。同交渉司から1911年3月27日付で福州領事館に対し、清国国籍条例及び施行細則に準じて台湾籍民の分別に関する取極めを実施したい旨の照会があった。すなわち、本条例施行以前に清国政府の許可を得ずに外国籍を取得した清国人にして未だ施行細則第1・2条の規定する手続きを履行していない場合、①本条例及び施行細則に則して清国地方官憲に届出の手続きを行うように福州・廈門に在留する籍民に対して通牒する。②現在福州・廈門に在留する籍民の人数及び台湾籍への入籍年月日を清国に通知する。以上の2項について実施を領事館に依頼してきた<sup>82</sup>。

この問題に関して、高洲太助在福州領事は同年4月17日付で小村外相に対し、次のように照会していた。「先方ヨリノ依頼ニ依ル前記二項全然之ヲ拒絶シテ可然ト存候。尤モ当地方在留ノ台湾籍民ニハ随分曖昧ノ性質ヲ具有シ殆ンド清国人ト區別判明セサルモノモ多ク且ツ事件ノ発生スル都度台湾籍民ノ姓名ハ何レ先方ニ通知スル次第ニ有之候ヘバ先方ノ依頼ニ係ハル第二項丈ケハ之ヲ承諾シテ今回ニ限り当地在留ノ台湾籍民ノ現在数ヲ通牒シ其入籍ノ年月日ニ至ツテハ概括的ニ台湾領有ノ当時入籍シタルモノトシテ先方ニ通牒スレバ台湾籍民ト清国人トノ分界明カニシ自然台湾籍民ノ取締リ上ニ於テ好都合カトモ存候得共他港ノ取扱振リモ有之単ニ当港ノミノ問題ニモ無之候<sup>83</sup>」(傍点、筆者)。高洲は、表向きは「假冒籍民」の存在を否認して台湾籍民は台湾領有時に日本国籍に編入されたものと清国側に主張する便法を提案し、適宜の指令を請訓していた。これに対して、小村は同年7月5日付で、第2項つまり在留籍民の人数及び入籍年月日を清国側に通知することは得策ではないので見合わせるべきであるが、台湾籍民の取締りについては日本政府においても考究中であり、追って適切な処置を採る旨を交渉司に声明するように回訓した<sup>84</sup>。既述のように、この時点(1911年4月)では日本当局による台湾籍

民の「取捨」は立案過程にあり、外務省として確固たる処理方針を訓令できずにいた。

小村の訓令を受けて高洲は福建交渉司に面会し、台湾籍民は下関条約第5条の規定に基づく権利を行使した結果、日本国籍を取得するに至ったものであり、かかる籍民に清国国籍条例及び施行細則を適用しようという主張は日本政府として承認し難く、依頼された籍民の人数及び入籍年月日を通知することは不承知である次第を回答した<sup>85</sup>。これに対し、福建交渉司からは同年7月18日、土谷久米蔵在福州副領事にさらなる照会があった。すなわち、同交渉司が入籍年月日等の通知を要する籍民というのは、台湾割譲当時の台湾住民を指すものではなく、福建人や台湾に渡航した清国人商人にして清国政府の許可を得ずに帰化した者が未だ国籍条例の定める手続きを履行していない場合を指すものであり、こうした假冒籍民を摘発すべく、前回の照会に則してこれら籍民の詳細についての調査報告を行うよう重ねて依頼してきた<sup>86</sup>。

土谷はかかる依頼について「当地在留ノ所謂台湾籍民ノ大多数ハ領台以後台湾滞在中本国政府ノ許可ヲ受ケズ全ク自己ノ志望ニ因リ日本籍ヲ取得シタル者若シクハ不正手段ニ依リ日本籍ヲ假冒シタルモノナルコトハ自認セザルヲ得ズト雖モ原則トシテ論スレバ台湾割譲当時ニ於ケル住民カ条約上ノ権利ヲ行使シタル結果帝国臣民籍ニ編入セラレタルモノナルヘキ管ナルカ故ニ先方ニ於テ純然タル帰化者若シクハ假冒者ト確認シ其証拠ヲ指摘シ来ラサル以上ハ強テ此点ニ関シ今更論議スルハ不得策ト存候」(傍点、筆者)と述べ、本照会には回答しないことを結論としていた<sup>87</sup>。

以上のような日清間の往復公文から次の点が明白となろう。清国内地に在留する「假冒籍民」を摘発し、自国の国籍法に則して「清国人」としての国籍帰属を明確化しようとする清国政府に対し、外務省及び現地領事館は台湾籍民の大半が下関条約第5条に基づく国籍決定とは無関係な「假冒籍民」であることを認めていたにもかかわらず、原則論として台湾籍民の日本国籍取得は下関条約を根拠とするものとして概括的に正当化せんとした。このような論法は、日本国籍法の運用論によっては台湾籍民の日本国籍取得を正当化できず、かといってその「假冒」を認めれば多くの台湾籍民が「清国人」として画定されかねないという矛盾を

乗り切るための便法であった。日本政府はこうした二重基準を擁して台湾籍民に「日本人」としての対外的地位を保持させたのである。

## おわりに

日本政府の台湾籍民に関する政策過程においては、大陸や南洋における台湾籍民の利益の得失が「日本人」一般の利害にどう影響するかが規定要因となった。二重国籍の台湾籍民に対する管轄権をめぐる清国と衝突した場合、在外日本人一般の利益に資するものと判断されれば、台湾籍民を「日本人」と扱ってその外交保護権を主張し、清国内における利権を保障する方針を採ったのである。日本政府も当初は「假冒籍民」を抑制すべき存在ととらえていたが、南進の政略を模索する上で現地の「日本人」勢力として定着させるという利用価値を勘案し、さらに清国が華僑の国籍変更を厳しく規制する国籍法を制定したことを受け、それが日本に与えるインパクトは台湾籍民保護という政策領域において重大なものとなると判断した。そこで台湾籍民に対する徹底した取締りは留保し、本稿で述べたように「取捨」を実行して日本国籍への帰属を明瞭にした挙句、台湾籍民の二重国籍状態については日本の国益に照応してこれを維持させるという機会主義的な国籍政策が定着していくのである。

こうした日本政府の機会主義の基底にあるものとして確認されるのは台湾籍民における日本国籍のもつ意味である。第1に、台湾籍民のもつ日本国籍は対外的な名目という性格が強かった点である。すなわち、国籍に由来する国民の権利義務たる参政権および兵役についてみれば、衆議院議員選挙法(1889年法律第37号)、徴兵令(1873年1月公布)はいずれも植民地には施行されていなかった<sup>60</sup>ので、台湾籍民は当然にその域外にあった。台湾割譲時に外務省が訓示していたように、文字どおり、台湾籍民の有する日本国籍は国際的に外交保護権を発動する根拠ではあっても、国内法上の「日本臣民」としての均等な地位を保障するものではなかったのである。第2に、日本政府は、台湾籍民が日本国籍を実利的な資源と捉えて

おり、日本国籍に編入されたとはいえ「中国人」としての帰属意識が不変であることを看取していたという点である。台湾籍民が日本国籍を取得してもそれが「帝国臣民」としての忠誠心とは無縁な私利私欲を動機としたものであることを理解し、その上で国策に符合する利用価値があればよかったのである。

すなわち、台湾籍民に対する日本政府の機会主義的な国籍政策は、国籍の取得が必ずしも国内法上の平等な地位を保障し、ひいては愛国心という国家との精神的紐帯を生起するものではないとの認識に支えられたものといえる。翻って、グローバル化の波により人の国境を越えた移動が常態化している現在、二重国籍の発生は頻発的なものとなっているが、日本の現行国籍法は二重国籍を禁止しており、これの解禁は主権国家にとっての弊害ととらえる議論が依然として根強い。しかるに本稿より提示される、国籍の機能と効用は便宜主義的に操作されるものであるという史実はそうした今日の国籍論議に再考を迫るものではないか。

## [注]

- (1) ワイズは「すべての市民(citizen)は国民(national)であるが、必ずしもすべての国民がその国家の市民であるわけではない。これは国内法に委ねられ、国際法の扱う問題ではない」と述べ、「国民」は「市民」の上位概念であるとしている。例えば、米国におけるフィリピン人は、1935年にフィリピンが独立を達成するまでは、米国に忠誠を宣誓しても米国民とはならなかった。Weis [26] pp.5-6.
- (2) Koslowski [23] p.140.
- (3) 中村孝志による研究・資料紹介として、[16] [17] [18] などがある。
- (4) 日本人による研究では、以下のものがある。後藤 [9]、近藤 [10]。台湾人による研究としては、以下のものがある。梁華璜 [45]、下鳳奎 [30]、鍾淑敏 [11]。梁華璜、下鳳奎は日本の台湾統治の枠組みにおける台湾籍民に対する総合的な政策を主題として研究し、鍾淑敏は国籍の流動性に注目して台湾籍民の活動に迫っている。
- (5) 劉華 [44] pp.75-79、李旭連 [42] pp.78-79。後者は覚書的なものであるが、清国国籍法の制定過程について立法主体の解明を中心に跡付けている。
- (6) 外務省編 [6] 166頁。
- (7) 山田 [20] を皮切りに、これへの反論として山口 [19] が発表され、1896年まで『国家学会雑誌』上で山田と山口との間で「領地主権割譲の原則」を基点と

- して台湾住民の国籍決定をめぐる論争が展開された。両者の論争については、浅野 [1] 第 1 篇第 1 章を参照。
- (8) 『台湾島及其附属島住民ノ現時ノ国民分限並日本国トノ将来ノ関係ニ付「デニソン」氏ノ意見』外務省外交史料館所蔵 1, 5, 3-6。デニソンの意見書は伊藤編 [2] 228-232 頁にも収載されている。
- (9) 同上。
- (10) 台湾総督府警務局編 [13] 650-651 頁。
- (11) 台湾総督府警務局編 [13] 652 頁。
- (12) この種の台湾籍民には、いったんは大陸に退去したが、その後「日本人」として旅券を回復し、対岸地区の日本領事館に登録するというケースが多かったようである。Kerr [22] pp.158-159.
- (13) 許雪姬 [31] p.670。また、下関条約に基づく日本国籍の取得についても、日本当局は林本源一族に対しては選抜の期限を設けなかったという。陳三井・許雪姬訪問、楊明哲記録 [39] p.49。
- (14) 林本源家では「三大房」の各世帯から 1 人ずつ日本国籍を取得させていたという。陳三井・許雪姬訪問、楊明哲記録 [39] p.52。
- (15) 下鳳奎 [30] p.116。
- (16) 「假冒籍民」は、特にその分布状況から「厦門籍民」「福州籍民」とも呼称されていたという。井出 [3] 26 頁。
- (17) 台湾人旅券制度に関しては、梁華璜 [45]、栗原 [8] が「假冒」問題と関連づけて研究している。
- (18) ことに台湾人の渡航先での行動を拘束するため、台湾人が厦門や福州等へ到着したら日本領事館に旅券を提出させ、当地に滞在する間はこれを返還しないという特異な運用がなされていた。梁華璜 [45] pp.142-149。
- (19) 同規則施行にあたって台湾総督府民政部警務司より 1907 年 10 月 15 日付で各庁宛に「外国旅券ニ関スル注意事項」(民警第 3283 号) が通達され、「旅券下付願書ニ貼付シタル写真ハ将来旅券偽造変造売買其他不正行為ノ疑アル場合ニ対照ノ必要アルヲ以テ三十年之ヲ保存スルコト」とされた。『蘭領印度ニ於ケル同地官憲本邦人取扱振雑件 附台湾籍元清人取扱並旅券発給ニ関スル件』外務省外交史料館所蔵 3, 8, 2-254。
- (20) 1897 年 4 月 17 日付上野在厦門領事より小村外務次官宛機密第 10 号『台湾人渡清之儀ニ関シ在厦門帝國領事具申雑件』外務省外交史料館所蔵 3, 8, 7-68。
- (21) 1897 年 10 月 11 日付上野在厦門領事より小村外務次官宛公第 148 号『台湾人渡清之儀ニ関シ在厦門帝國領事具申雑件』。
- (22) これは 1909 年 6 月 16 日付天野恭太郎在福州副領事より小村寿太郎外務大臣宛公第 61 号「福州ニ於ケル台湾籍民ノ状態報告ノ件」中に添付された、外務書記生岩村成允による調査報告書「福州ニ於ケル台湾籍民ノ状態」である。『南部支那在留台湾籍民名簿調製一  
件一』外務省外交史料館所蔵 3, 8, 7-18。
- (23) 植田 [4] 26-27 頁。福州には 1898 年 5 月に厦門領事館 (1896 年 3 月に設置) の分館が設置されていたが、日本租界の設定に伴って 1899 年 4 月に在福州日本領事館として昇格した。
- (24) 鶴見 [15] 418 頁。
- (25) 台湾銀行厦門支店は同行の最初の外国支店として 1900 年 1 月に設立され、同年 5 月に開業した。さらに 1905 年 7 月に福州出張所が、1907 年 1 月に汕頭出張所がそれぞれ開設された。台湾銀行 [12] 358-359 頁。
- (26) 鶴見 [15] 420-421 頁。
- (27) 梁華璜 [45] p.422。
- (28) 大英帝国領土における国籍の実質については次を参照。Keith [21] pp.244-260。
- (29) 英国の香港住民に対する国籍政策の推移に関しては、次を参照。White [27]。
- (30) 例えば、カナダやオーストラリアでは植民地当局が香港人の通過に対して港口税 (pole tax) を徴収していたが、英国政府もこれを容認していた。張勇・陳玉田 [38] p.25。
- (31) 外務省編 [6] 178-179 頁。
- (32) 前出の岩村成允による報告書「福州ニ於ケル台湾籍民ノ状態」によれば、台湾籍民の営業する商社は中国人商人との合資形態が最も多く、合資とはいえ台湾籍民の出資が半分にも達しないものが多かった。かような台湾籍民名義の商社は「日本商何々洋行」と称したという。
- (33) 外務省編 [6] 180 頁。
- (34) 鶴見 [15] 431 頁。
- (35) 1907 年 9 月 14 日付在厦門瀬川領事より林外相宛機密第 18 号「厦門在留台湾籍民ノ実況報告送付ノ件」『南部支那在留台湾籍民名簿調製一件一』。
- (36) 前掲「福州ニ於ケル台湾籍民ノ状態」。
- (37) 1909 年 5 月 17 日付伊集院在清特命公使より小村外相宛機密第 54 号「南清地方ニ於ケル帰化台湾人取扱ニ関スル件」。ただし、ややあって邱が病気のため保釈された直後に死亡したとの報告を徳丸領事から受け、伊集院は同年 7 月 21 日と 8 月 10 日の二度にわたり、清国外務部に抗議していた。『清国官憲カ台湾籍民拘禁ノ件 附台湾籍民ノ状態ニ関シ在福州帝國領事ノ報告』外務省外交史料館所蔵 A, 4, 1, 5, 9。
- (38) 前掲「福州ニ於ケル台湾籍民ノ状態」。
- (39) 1909 年 7 月 8 日付在福州天野副領事より小村外相宛公第 66 号「台湾籍民ノ妻子ノ国籍ニ関シ疑義ノ件」『清国々籍法並清国人ノ外国帰化関係雑件』。
- (40) 1899 年制定の国籍法の第 13・14・15 条は、以下のとおりである。  
第 13 条 日本ノ国籍ヲ取得スル者ノ妻ハ夫ト共ニ日本ノ国籍ヲ取得ス前項ノ規定ハ妻ノ本国法ニ反対ノ規定アルトキハ之ヲ適用セス

- 第14条 日本ノ国籍ヲ取得シタル者ノ妻カ前條ノ規定ニ依リテ日本ノ国籍ヲ取得セザリシトキハ第7條第2項ニ掲ケタル條件ヲ具備セザルトキト雖モ歸化ヲ為スコトヲ得
- 第15条 日本ノ国籍ヲ取得スル者ノ子カ其本国法ニ依リテ未成年者ナルトキハ父又ハ母ト共ニ日本ノ国籍ヲ取得ス
- 前項ノ規定ハ子ノ本国法ニ反対ノ規定アルトキハ之ヲ適用セス
- (41) 1909年9月10日付在福州天野副領事より小村外相宛公第93号「台湾籍民ノ将来ニ関シ鄙見ヲ具シ請訓ノ件」『南部支那在留台湾籍民名簿調製一件一』。
- (42) 朱壽彭編, 張靜廬等校點 [34] p.5976。
- (43) 「清查戸口問題」『東方雜誌』第4年第4期, 光緒33(1907)年4月25日。
- (44) 商務印書館編譯所編纂 [35]。
- (45) 前掲「台湾籍民ノ将来ニ関シ鄙見ヲ具シ請訓ノ件」。
- (46) 1910年2月24日付倉知(鉄吉)外務省政務局長より大島民政長官宛機密送第18号「南清在留台湾籍民処分方針ニ関スル件」『南部支那在留台湾籍民名簿調製一件一』。
- (47) 1911年1月26日付高洲在福州領事より小村外相宛機密第18号「南清在留台湾籍民処分方針ニ関スル件」『南部支那在留台湾籍民名簿調製一件一』。
- (48) 1911年7月22日付内田民政長官より石井(菊次郎)外務次官宛民内第4474号「南清在留台湾籍民処分方針ニ関スル件」『南部支那在留台湾籍民名簿調製一件一』。
- (49) 1911年1月17日付徳丸在汕頭領事より小村外相宛機密第1号「南清在留台湾籍民処分方針ニ関スル件」『南部支那在留台湾籍民名簿調製一件一』。
- (50) 1911年8月3日付石井外務次官より森在厦門領事代理, 徳丸在汕頭領事宛機密第7号「南清在留台湾籍民処分方針ニ関スル件」『南部支那在留台湾籍民名簿調製一件一』。
- (51) 1911年10月30日付内田民政長官より石井(菊次郎)外務次官宛民内第4264号。『南部支那在留台湾籍民名簿調製一件一』。
- (52) 木村鋭市「台湾籍民取捨ニ関シ協定セシ事項」『南部支那在留台湾籍民名簿調製一件一』。
- (53) 同上。
- (54) 1912年9月27日付民警第32号ノ14内田台湾総督府民政長官より倉知外務次官宛「南清在留台湾籍民整理ノ件」『南部支那在留台湾籍民名簿調製一件一』。
- (55) 1910年3月14日付森在厦門領事代理より小村外相宛機密第5号「台湾籍民ノ状態報告ノ件」『南部支那在留台湾籍民名簿調製一件一』。
- (56) 1908年6月12日付瀬川在広東領事より林外相宛第92号「ボイコット対策トシテ操縦ニ関シ具申ノ件」『日本外交文書 第41巻第2冊』日本國際連合協会, 1961, 80頁。
- (57) 前掲「台湾籍民ノ状態報告ノ件」。
- (58) 例えば, マカオでの出生証明書を入手したり, オランダ領事館の保護証を賄賂で購入したりすることで, ポルトガルやオランダの国籍を自称する者があった。高應篤等 [32] p.152。
- (59) 李長伝 [43] p.39。
- (60) Vandenbosch [25] p.310。
- (61) 同法はその第13条において, オランダ帝国及び植民地に引続き18カ月以上居住している者を「オランダ住民」とする, と規定していた。劉華 [44] p.78。
- (62) 朱壽彭編, 張靜廬等校點 [33] pp.191-195。
- (63) Vandenbosch [25] pp.309-310。
- (64) 中村 [16] 75頁。
- (65) 竹越 [14] 177-181頁。
- (66) 「論今日宣定国籍法」『東方雜誌』第4年第2期, 光緒33(1907)年2月25日, p.38。
- (67) MacNair [24] p.107。
- (68) 修訂法律館は, 清朝政府における法典編纂機関として1904年に設置された。光緒33(1907)年1月14日に制定された「修訂法律館辦事章程」によれば, 民法・刑法・商法・各訴訟法の各法律について審議して草案を起草し, 欧米や日本の法典について翻訳や条文解釈に従事するものであった。商務印書館編譯所編纂 [36] pp.68-69。
- (69) 「中国国籍法草案」『東方雜誌』第6年第2期, 宣統元(1909)年2月25日, pp.29-30。
- (70) 同上, pp.30-33。
- (71) 日本の法政大学に留学して法学を学び, 帰国後に上海立憲公会の会員として立憲準備に取り組んでいた孟森は, 国籍法についても比較研究を重ねていた。孟森 [40]。
- (72) 王彦威纂輯, 王亮編, 王敬立校 [29] p.3367。
- (73) 憲政編查館は, 光緒31(1905)年に立憲準備のための各国法制の調査研究機関として設立された考察政治館が各国の法制局に倣い, 修訂法律館の起草した法案の審議, 各国法令の調査などを担当する機関として光緒33(1907)年7月に改編されたものである。「軍機処王大臣奏遵旨改考察政治館為憲政編查館擬訂辦事章程摺」商務印書館編譯所編纂 [36] pp.5-7。
- (74) 商務印書館編譯所編纂 [36] pp.9-10。
- (75) 孟森 [41]。
- (76) 『政府官報』第509号, 宣統元(1909)年閏2月初10日。
- (77) Vandenbosch [25] p.311。
- (78) Vandenbosch [25]。
- (79) Vandenbosch [25] p.310。
- (80) 「外部奏中和領約磋商已定請派大員画押摺附旨」『清季外交史料』第4巻, pp.3859-3860。
- (81) MacNair [24] p.110, Willmott [28] p.16。
- (82) 1909年7月10日付在福州天野副領事より小村外相宛公第70号「清国国籍条例施行細則ト台湾籍民トノ

## 遠藤正敬：台湾籍民をめぐる日本政府の国籍政策の成立

- 関係ニ関シ具申ノ件』『清国々籍法竝清国人ノ外国帰化関係雑件』外務省外交史料館所蔵A, 3, 9, 5, 7。
- (83) 同上。
- (84) 1909年9月20日付小村外相より伊集院在清公使宛送第123号「清国国籍条例及同施行細則ノ解釈適用ニ関シ追テ抗議スヘキコトアルヘキ旨留保方訓令」『清国々籍法竝清国人ノ外国帰化関係雑件』。
- (85) 1909年11月6日付伊集院公使より小村外相宛機密第157号「清国国籍条例及同施行細則ニ関スル件」『清国々籍法竝清国人ノ外国帰化関係雑件』。
- (86) 趙爾巽等撰 [37] p.3473。
- (87) 「外務部奏請設各省交渉使欠並擬章程請」『大清宣統新法令 第22冊』pp.1-2。
- (88) 清朝では地方長官として、省には総督・巡撫いわゆる「督撫」が置かれ、対外交渉も担当していたが、その下に新たに交渉使司が設立されたことは、日本領事館からみれば清国における対外交渉チャンネルが多分化したことを示していた。川島 [7] 161頁。
- (89) 1911年4月17日付高洲在福州領事より小村外相宛公第36号「清国清国々籍条例施行細則ノ実施ニ就キ清国官憲ヨリ照会ノ儀ニ関シ請訓ノ件」『清国々籍法竝清国人ノ外国帰化関係雑件』。
- (90) 同上。
- (91) 1911年7月5日付小村外相より高洲在福州領事宛送第51号「清国清国々籍条例ノ施行ニ関シ福建交渉使司ヨリ照会ノ件」『清国々籍法竝清国人ノ外国帰化関係雑件』。
- (92) 1911年9月9日付土谷在福州副領事より林(董)外相宛公第117号「清国々籍条例実施ト台湾籍民ニ関スル件」『清国々籍法竝清国人ノ外国帰化関係雑件』。
- (93) 同上。
- (94) 同上。
- (95) その上、これらの法律にはいずれも日本戸籍法(1898年法律第12号)の適用を受ける者であることが要件とされていた。だが、植民地には地域ごとに個別の戸籍法が制定され、日本戸籍法は施行されなかったため、この戸籍条項は植民地人にとって大きな障壁となった。遠藤 [5] を参照されたい。
- 【参考文献】**
- 日本語文献**
- [1] 浅野豊美『帝国日本の植民地法制——法域統合と帝国秩序』名古屋大学出版会, 2008年。
- [2] 伊藤博文編『秘書類纂 18 台湾資料』原書房, 1970年。
- [3] 井出喜和太「南支那の台湾籍民に就て(1)」『台法月報』第25巻第1号, 1931年。
- [4] 植田捷雄「支那租界論」巖松堂書店, 1939年。
- [5] 遠藤正敬「植民地支配のなかの国籍と戸籍——『日本臣民』と『外地人』という二つの極印」『早稲田政治公法研究』第68号, 2001年。
- [6] 外務省編『日本外交年表並主要文書——1840~1945(上)』日本国際連合協会, 1955年。
- [7] 川島真『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会, 2004年。
- [8] 栗原純「台湾総督府公文類纂にみる台湾籍民と旅券問題」『東京女子大学比較文化研究所紀要』第63号, 2002年。
- [9] 後藤乾一『近代日本と東南アジア』岩波書店, 1995年。
- [10] 近藤正巳『総力戦と台湾——日本植民地崩壊の研究』刀水書房, 1996年。
- [11] 鍾淑敏「拡散する帝国ネットワーク——廈門における台湾籍民の活動」石田憲編『膨張する帝国 拡散する帝国——第二次大戦に向かう日英とアジア』東京大学出版会, 2007年。
- [12] 台湾銀行『台湾銀行二十年誌』1919年。
- [13] 台湾総督府警務局編『台湾総督府警察沿革誌II 領台以後の治安状況』緑陰書房, 1986年。
- [14] 竹越与三郎『南国記』ニ酉社, 1910年。
- [15] 鶴見祐輔『後藤新平 第2巻』勁草書房, 1965年。
- [16] 中村孝志「『台湾籍民』をめぐる諸問題」『東南アジア研究』第18巻第3号, 1980年。
- [17] 中村孝志「福州の台湾籍民」『南方文化』第10号, 1983年。
- [18] 中村孝志編『日本の南方関与と台湾』天理教道友社, 1988年。
- [19] 山口弘一「新領地住民ノ国民分限及其所有不動産ニ就テ」『国家学会雑誌』第9巻第106号, 1895年。
- [20] 山田三良「新領地ニ関スル法律関係ヲ論ズ」『国家学会雑誌』第9巻第106号, 1895年。
- 外国語文献**
- [21] Keith, Arthur Berriedale, *Imperial Unity and the Dominions*, Oxford: Clarendon Press, 1916.
- [22] Kerr, George H., *Formosa: Licensed Revolution and the Home rule Movement, 1895-1945*, Honolulu: University Press of Hawaii, 1974.
- [23] Koslowski, Rey, *Migrants and Citizens: Demographic Change in the European State System*, Ithaca, London: Cornell University Press, 2000.
- [24] MacNair, Harley Farnsworth, *Chinese Abroad, Their Position and Protection: A Study in International Law and Relations*, Shanghai: Commercial Press, 1925.
- [25] Vandenbosch, Amry, *The Dutch East Indies: Its Government, Problems and Politics*, Grand Rapids: Wm. B. Eerdmans, 1933.

- [26] Weis, Paul, *Nationality and Statelessness in International Law*, London: Stevens, 1956.
- [27] White, Robin M., "Hong Kong, Nationality and the British Empire: Historical Doubts and Confusions on the Status of the Inhabitants," *Hong Kong Law Journal*, 19 (1), 1989.
- [28] Willmott, Donald E., *The National Status of the Chinese in Indonesia, 1900-1958*, Ithaca, N. Y: Modern Indonesia Project, Southeast Asia Program, Dept. of Far Eastern Studies, Cornell University, 1961.
- [29] 王彥威纂輯, 王亮編, 王敬立校『清季外交史料』第4卷, 北京: 書目文獻出版社, 1987年。
- [30] 下鳳奎『日治時期台灣籍民在海外活動之研究(1895~1945)』台北: 樂學書房, 2006年。
- [31] 許雪姬「日治時期的板橋林家——一個家族與政治的關係」中央研究院近代史研究所編『近世家族與政治比較歷史論文集』台北: 中央研究院近代史研究所, 1992年。
- [32] 高應篤等『中華民國內政誌(1)』台北: 中華文化出版事業委員會, 1957年。
- [33] 朱壽彭編, 張靜廬等校點『光緒朝東華錄』第4卷, 北京: 中華書局, 1958年。
- [34] 朱壽彭編, 張靜廬等校點『光緒朝東華錄』第5卷, 北京: 中華書局, 1958年。
- [35] 商務印書館編譯所編纂『大清光緒新法令』第2卷, 上海: 商務印書館, 1909年。
- [36] 商務印書館編譯所編纂『大清光緒新法令』第3卷, 上海: 商務印書館, 1909年。
- [37] 趙爾巽等撰『清史稿 卷119 職官6』北京: 中華書局, 1977年。
- [38] 張勇·陳玉田『香港居民的國籍問題』北京: 法律出版社, 2001年。
- [39] 陳三井·許雪姬訪問, 楊明哲記錄『林衡道先生訪問紀錄』台北: 中央研究院近代史研究所, 1992年。
- [40] 孟森「論爪哇僑民請定國籍法」『外交報』第237期, 1909年2月15日(『外交報彙編』第2冊, 台北: 廣文書局, 1964年, 之所収)。
- [41] 孟森「論中外國籍法性質之不同」『外交報』第251期, 1909年6月25日(『外交報彙編』第2冊, 台北: 廣文書局, 1964年, 之所収)。
- [42] 李旭連「晚清《國籍法》與《國籍條例》」『法學研究』第70期, 1990年5月。
- [43] 李長伃『南洋華僑史』上海: 商務印書館, 1934年。
- [44] 劉華『華僑國籍問題與中國國籍立法』廣東: 廣東人民出版社, 2004年。
- [45] 梁華璜『台灣總督府的「對岸」政策研究』台北: 板橋市: 稻鄉出版社, 2001年。